**伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付事業の主な流れ**

伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の交付を申請するには、最初に団体登録が必要となります。団体登録する際は下記の事項を確認の上、提出書類を添えて申請をしてください。

１　団体登録の申請

（１） 申請時の確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 伊達市内在住者を含む ２名（２世帯）以上の団体を作り、飼い主のいない猫への管理（給餌、給水、排泄物の処理、周辺の掃除等）を近隣に迷惑を掛けずに行うことが出来ますか？ | はい | いいえ |
| ２ | その団体の代表者は決まりましたか？ | はい | いいえ |
| ３ | 団体で飼い主のいない猫を管理する対象地区は決まりましたか？（※対象地区は伊達市内に限ります） | はい | いいえ |
| ４ | 団体が管理する飼い主のいない猫への給餌場所と給餌方法は決まりましたか？  その給餌場所の土地管理者には設置の同意を得ていますか？ | はい | いいえ |
| ５ | 団体が管理する飼い主のいない猫への猫用トイレ場所と管理方法は決まりましたか？  その猫用トイレを設置する土地管理者には設置の同意を得ていますか？ | はい | いいえ |
| ６ | 団体は飼い主のいない猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組めますか？ | はい | いいえ |
| ７ | 団体は飼い主のいない猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重し取り組めますか？ | はい | いいえ |
| ８ | 団体は不妊去勢手術の実施により、市内における飼い主のいない猫の減少に取り組めますか？ | はい | いいえ |
| ９ | 団体は飼い主のいない猫について地域の実情に応じて取り組めますか？ | はい | いいえ |
| 10 | 団体は飼い主のいない猫の管理については虐待行為、不適正な給餌行為等と誤解されることのないよう、地域住民の理解を得られるよう心掛けられますか？ | はい | いいえ |
| 11 | 団体は飼い主のいない猫の保護その他猫を直接取り扱う際は、虐待とならないよう注意するとともに、周りの人の安全にも注意することができますか？ | はい | いいえ |
| 12 | 団体は飼い主のいない猫の管理として必要に応じて排泄物による被害の防止、被害状況の把握に努めることができますか？ | はい | いいえ |
| 13 | 団体は飼い主のいない猫の管理等で私有地等に立ち入る際は、管理者の了解を得てから入ることはできますか？ | はい | いいえ |
| 14 | 上記１～１３のほか、不妊去勢手術等の実施について、市長が必要と認める事項を遵守できますか？ | はい | いいえ |

（２）提出書類

①伊達市飼い主のいない猫対策団体登録申請書

「伊達市飼い主のいない猫対策事業実施要綱（第１号様式）」

②団体代表者の振込先口座の預金通帳の写し

③給餌及び猫用トイレ設置場所を明記した猫管理活動を行う周辺地図

（設置場所の土地管理者から設置の同意を得ていること。）

注意事項　書類が提出された後、飼い主のいない猫の給餌及び猫用トイレ設置場所等について担当職員が確認するために訪問します。また、設置場所や管理方法に不備がある場合は、団体の登録ができない場合があります。

２　補助金交付申請

団体登録承認後、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助金交付の申請ができます。申請をする際は、下記の事項を確認の上、提出書類を添えて申請をしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不妊去勢手術に関する事項 | | | |
| １ | 不妊去勢手術は動物病院（獣医療法第２条第２項に規定されている診療施設）で行いますか？ | はい | いいえ |
| ２ | 不妊去勢手術の予算額は決まっていますか？ | はい | いいえ |
| ３ | 不妊去勢手術の予定日は決まっていますか？ | はい | いいえ |
| 猫に関する事項 | | | |
| ４ | 不妊去勢手術をする猫は、市内に生息する所有者が不明な猫又は所有者が存在しない猫ですか？ | はい | いいえ |
| ５ | 不妊去勢手術をする猫の種類、毛色、性別、特徴はわかりますか？ | はい | いいえ |
| ６ | 不妊去勢手術をする猫の両耳を含む全体の写真を撮れますか？ | はい | いいえ |
| 手術費用の補助金交付について | | | |
| ７ | 不妊去勢手術費の補助金交付額は雄猫１匹につき４千円、雌猫１匹につき８千円です。 | 同意しました | 同意できません |
| ８ | 不妊去勢手術費の補助金交付は、猫１匹につき１回です。 | 同意しました | 同意できません |
| ９ | 不妊去勢手術済みである目印として雄猫は右の、雌猫は左の耳介先端部の一部をＶ字型に切除（以下、サクラ耳）してください。 | 同意しました | 同意できません |
| 10 | 飼い主のいない猫が高齢、疾患等により完全に生殖能力を失ったと獣医師が判断した場合の手術費用及び既に手術を実施してある場合の麻酔等の処置は、補助金交付の対象外です。 | 同意しました | 同意できません |

（２）提出書類

①伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金申請書

「伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要鋼（第１号様式）」

※２名以上の方（申請者及び確認者）の所有者のいない猫であることの署名が必要

②収支予算書

「伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱（第２号様式）」

③不妊去勢手術を行う猫の全体写真（手術前）

３　実績報告

不妊去勢手術の実績報告に基づき補助金交付となります。報告期限がありますので、遅れずに下記の事項を確認の上、提出書類を添えて報告をお願いします。

（１）実績報告の確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 不妊去勢手術が完了したときは、完了日から30日以内又は手術が完了した日の属する年度の３月31日までのいずれか早い日までに実績を報告してください。 | 同意しました | 同意できません |
| ２ | 不妊去勢手術後、飼い主のいない猫を手術実施前の生息場所に戻すにあたっては、適正管理を図り近隣住民の理解を得るように努めてください。 | 同意しました | 同意できません |

（２）提出書類

①伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書

「伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱（第３号様式）」

②収支決算書

「伊達市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱（第４号様式）」

③不妊去勢手術を実施した動物病院の領収書及び明細書の原本又は写し

④手術後にサクラ耳にした猫の全体写真（手術後）